附　則

１　この命令は、公布の日から施行する。

２　この命令の施行の際現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「旧令」という。）の規定により設置されている道路標示のうち、次の表の上欄に掲げる種類のものは、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「新令」という。）の相当規定による種類の道路標示とみなす。

旧令の道路標示の種類	新令の道路標示の種類
「横断歩道」を表示するもの（201）	「横断歩道（201）」
「斜め横断可」を表示するもの（201の２）	「斜め横断可（201の２）」

○内閣府・国土交通省令第五号

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第六十三条の規定に基づき、自然環境保全法第六十条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年七月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

自然環境保全法第六十条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令の一部を改正する命令

自然環境保全法第六十条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令（令和元年内閣府・国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保証書） **第五条**　保証書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～六　（略） 七　第五号の額の担保金が自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）第十条第一項第二号イに規定する期間内に本邦通貨で提供されることを保証する旨 八・九　（略）	（保証書） **第五条**　保証書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～六　（略） 七　第五号の額の担保金が自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）第九条第一項第二号イに規定する期間内に本邦通貨で提供されることを保証する旨 八・九　（略）

附　則

この命令は、自然環境保全法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百五十二号）の施行の日（令和六年八月五日）から施行する。

省　令

○厚生労働省令第百五号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十九条（同法附則第五条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月二十六日

厚生労働大臣　武見　敬三

船員保険法施行規則の一部を改正する省令

船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（障害年金等の額の改定） **第百五十条**　令和六年八月一日以後の日に係る休業手当金又は同月以降分の月分の障害年金若しくは遺族年金の法第三十九条第一項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。 一　法第八十五条第二項第三号に規定する休業手当金の額は、法第二条第一項に規定する被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）の資格を喪失すべき事由が生じた日が令和五年三月三十一日以前であるときは、標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定	（障害年金等の額の改定） **第百五十条**　令和五年八月一日以後の日に係る休業手当金又は同月以降分の月分の障害年金若しくは遺族年金の法第三十九条第一項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。 一　法第八十五条第二項第三号に規定する休業手当金の額は、法第二条第一項に規定する被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）の資格を喪失すべき事由が生じた日が令和四年三月三十一日以前であるときは、標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定